

# 伊是名村簡易水道事業

## 令和2年度 水質検査計画



### 目次

1. はじめに
2. 基本的な方針
3. 水道事業の概要
4. 水道の原水及び水道水の状況
5. 水質検査地点
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

## 1. はじめに

- (1) 水道法施行規則の改正(平成 16 年 4 月 1 日)により、水道事業者は水源種別、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた「水質検査計画」を策定することが義務づけられました。また、水質検査計画は毎事業年度の開始前に需要者に対して公表することとされています。
- (2) 水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定することとされており、これに基づき令和 2 年度伊是名村の水質検査計画を以下のとおり策定しましたので公表します。

## 2. 基本的な方針

水質検査には、水質基準に適合しているかどうかを判断するための検査と、原水から浄水処理、送・配水に至るまでの一連の水質管理の状況を確認するための検査があります。

水質検査計画は、水質基準への適合を確認するための水道法第 20 条に基づく水質検査について作成するものですが、原水等の水質検査や水質管理目標設定項目など水質基準以外の項目についても、その重要性から水質検査計画に位置づけて検査を行います。

### (1) 検査地点について

水質基準が適用される給水栓(蛇口)に加え、浄水場及び水源とします。

### (2) 検査項目について

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目および水道水がより安全で良質であることを確認するために本村が独自に行う水質項目とします。

### (3) 検査頻度について

- ① 水道法に基づく「毎日検査」及び「毎月検査」を給水末端の蛇口において行います。
- ② 給水末端の蛇口の水が良好で水質基準を満足していることから3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質の安全性を確認するために検査頻度を減らさず全項目検査を年1回行います。
- ③ 水質管理目標設定項目(26項目)については、その中から必要な検査対象項目を選定して年1回行います。また、水質管理目標設定項目に含まれる農薬類については水源地域における使用状況等を勘案して必要な検査対象項目を選定して年1回行います。
- ④ 水源については、水質基準項目等について年1回行います。

### 3. 水道事業の概要

- (1) 本村は沖縄本島の北に浮かぶ離島で、伊是名島、屋那覇島、具志川島、降神島から形成される群島であります。唯一の有人島である伊是名島の総面積は約 15km<sup>2</sup>です。
- (2) 本村の水道は、貯水池と井戸を水源として、仲田浄水場で浄水処理したあと村内全域に給水しています。
- (3) 配水系統については、伊是名配水池、勢理客配水池及び内花配水池の経由を含む 4 系統により村内 5 字に給水しています。
- (4) 令和元年度における給水状況は次表のとおりです。

項目	内容
給水区域	村内全域
給水人口	1,400 人
一日最大給水量	733 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	650 m <sup>3</sup>

#### (5) 浄水場の概要

本村には浄水場が 1ヶ所あります。その概要は次表のとおりです。

浄水場名	仲田浄水場
所在地	伊是名村字仲田 1203 番地
原水の種類	①天城ダム ②メジャーダム ③地下水(3号井戸) ④地下水(2号井戸)
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	891
浄水処理方法	硬度低減化施設 緩速ろ過 後塩素処理
施設概要	沈澱池：4池、 緩速ろ過池：3池、 自家発電設備 遠方監視設備

### 4. 原水及び水道水の状況

#### (1) 原水の状況

- ① 昭和 61 年に天城ダムを建設し、その後地下水を開発したが、特に地下水については蒸発残留物、硬度、鉄などが比較的高く水質悪化が懸念されたため、水質改善施設として平成 9 年度に硬度低減化施設を導入しました。
- ② 水源の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目は次表のとおりです。

水源名	種類	水源の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
3号井戸	地下水	地質由来	蒸発残留物、硬度、鉄など
2号井戸	地下水	地質由来	蒸発残留物、硬度、鉄、水銀など
天城ダム	ダム	地質由来	有機物、アルミニウム、鉄、マンガンなど
メナーダム	ダム	地質由来	有機物、アルミニウム、鉄など

(2) 水道水の状況

仲田浄水場において適正な浄水処理を行っており、全給水地域において水質基準に適合した安全な水道水を給水しています。

## 5. 検査地点

(1) 給水末端について

配水系統末端の4ヶ所の蛇口を検査地点とします。

(2) 水源について

水源水質の把握及び適切な浄水処理をするために、水源となっている井戸及びダムの取水地点を検査地点としています。

(3) 検査地点総括表

分類	検査地点
水源	① 3号井戸 ② 2号井戸 ③ 天城ダム ④ メナーダム
給水末端	① 仲田港ターミナル ② 勢理客漁港 ③ 伊是名漁港 ④ 内花漁港*

\*伊是名村ごみ処理施設 → 内花漁港に変更(内花配水池系統)

## 6. 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される、蛇口(給水末端)における水質検査項目と検査頻度

① 毎日検査

法令に基づく3項目(色、濁り、消毒の残留効果)の検査を1日1回行います。(表2)

② 毎月検査

水質基準51項目(表1)の中からNo.1, 2, 4, 38~40, 46~51の12項目について毎月検査を行います。また、No.21, 23, 25, 27, 29, 30については、確認のため毎月検査します。

③ 年4回検査

水質基準51項目(表1)の中から、No.10, 22, 24, 26, 28, 31(6項目)は消毒剤および消毒副生成物として、さらにNo.8は水質基準の強化(令和2年4月)で水質基準値の1/10、1/5の判断ができないため年4回の検査を行います。また、No.42, 43(2項目)については原因藻類の発生の恐れがあるため夏場(6月~9月)に検査を実施します。

④ 年1回検査

水質基準51項目(表1)のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回 (1/5

以下の場合には1年に1回)まで検査頻度を緩和できるとされているが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回全項目検査(51項目)を行います。

(2) 本村が水質管理上独自に行う水質検査項目と検査頻度

- ① 原水水質の把握および浄水処理工程における適正な水質管理を行うために、表1(水質基準51項目)の中から39項目について年1回の検査を行います(消毒副生成物の11項目及び味を除く)。なお、必要な項目については毎月検査を行います。
- ② 表3の水質管理目標設定項目(26項目)のうち、浄水および原水の検査項目の設定に関しては、厚生労働省健康局水道課長通知の第3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」(平成15年10月10日付)を参考にして以下のとおり年1回行います。また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留状況の評価に活用するため、一般細菌と併せて年4回の検査を行います。

検査場所	浄水項目	原水項目
給水末端4ヶ所	16	—
水源・井戸2ヶ所	—	13
水源・ダム2ヶ所	—	13

- ④ 農薬類の検査については、地元JAから地域における農薬類の販売および使用状況を入手して、本村としては水源保全および影響把握の観点から水質管理目標設定項目の対象農薬リストの30項目及びその他農薬3項目の合計33項目の検査を原水2ヶ所について年1回行います。(表4)
- ④ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年4月1日)に基づき、原水の指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査をダム2ヶ所では毎月、井戸2ヶ所は年1回行います。また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設におけるクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査をダム2ヶ所で年4回、井戸2ヶ所で年1回、浄水(仲田港ターミナル)でも安全確認のため年1回行います。
- ⑤ その他、原水水質の安全性及び性状を確認するために、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求(COD)、浮遊物質(SS)、全窒素(T-N)、全りん(T-P)、侵食性遊離炭酸などの検査を年1回行います。(表5) また、ダム水ではトリハロメタン生成能、クロロフィルaの監視強化のために年4回を実施します。

7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近及び給水区域周辺において消化器系感染症が流行ったとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 管路工事及びその他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認めたとき

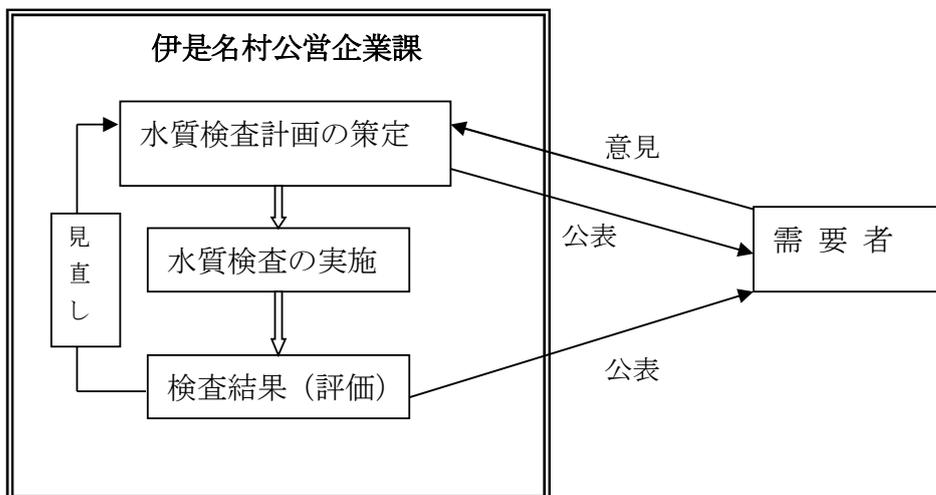
なお、検査項目は水質基準 50 項目および必要に応じた項目（農薬等）について行います。

## 8. 水質検査方法

- (1) 法令に基づく毎日検査については、自己検査とします。
- (2) 法令に基づく毎月検査および水質基準項目、水質管理目標設定項目等の検査については、厚生労働大臣登録水質検査機関への委託検査とします。
- (3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行います。その他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行います。

## 9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

- (1) 水質検査計画は毎年度作成し公表します。
- (2) 公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果については、本村のホームページや広報誌等を利用して速やかに公表します。
- (3) 次年度の水質検査計画の策定に当たっては、本年度の検査結果を評価・見直しすると同時に需要者の皆様からのご意見、要望等を反映して水質検査計画を作成します。



水質検査計画の概念図

## 10. 水質検査の精度と信頼保証

水質検査の実施に当っては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本村としては次のことに留意して厚生労働大臣登録水質検査機関に委託することとしています。

- (1) 精度管理の評価
  - ① 基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、変動係数(CV)が金属類では10%以下、有機物では20%以下の水質検査が出来ること。
  - ① 毎年、厚生労働省、沖縄県及び全国給水衛生検査協会が実施する外部精度管理において高い評価を得ていること。
- (2) 検査体制の確認
  - ① 経験豊富な分析技術者など人材が十分に確保されていること。
  - ② 高度の分析機器が整備されていること。
- (3) 信頼保証体制の確認
  - ① ISOを取得していること。
  - ② 特定計量証明事業者認定などを取得していること。
  - ③ 信頼保証部門と水質検査部門に各責任者を配置して組織体制が十分に機能していること。

ISOとは、International Organization for Standardizationの略で国際標準化機構の意味。  
ISO9001とは、品質保証及び顧客サービスに関する国際規格。  
ISO14001とは、環境マネジメントに関する国際規格。
- (4) 臨時の検査及び緊急時の検査体制
  - ① 水質汚染事故等に対して即対応できる体制にあること。
  - ② 検査結果については、水質基準項50項目を24時間以内に提出可能であること。
- (5) 水質管理、浄水処理及び水道施設全般の管理等について指導、助言が可能であること。

## 11. 関係者との連携

水道に関わる水質事故等が発生した場合には、関係課と情報交換を図りながら現場調査や水質検査等を行い、適切な措置を迅速に実施することにより常に安全な水道水の供給に努めます。

問い合わせ先:伊是名村建設環境課

住 所 :〒905-0695

伊是名村字仲田 1203 番地

電 話 :0980-45-2004

FAX :0980-50-7011

# 伊是名村水道施設 配水フローチャート

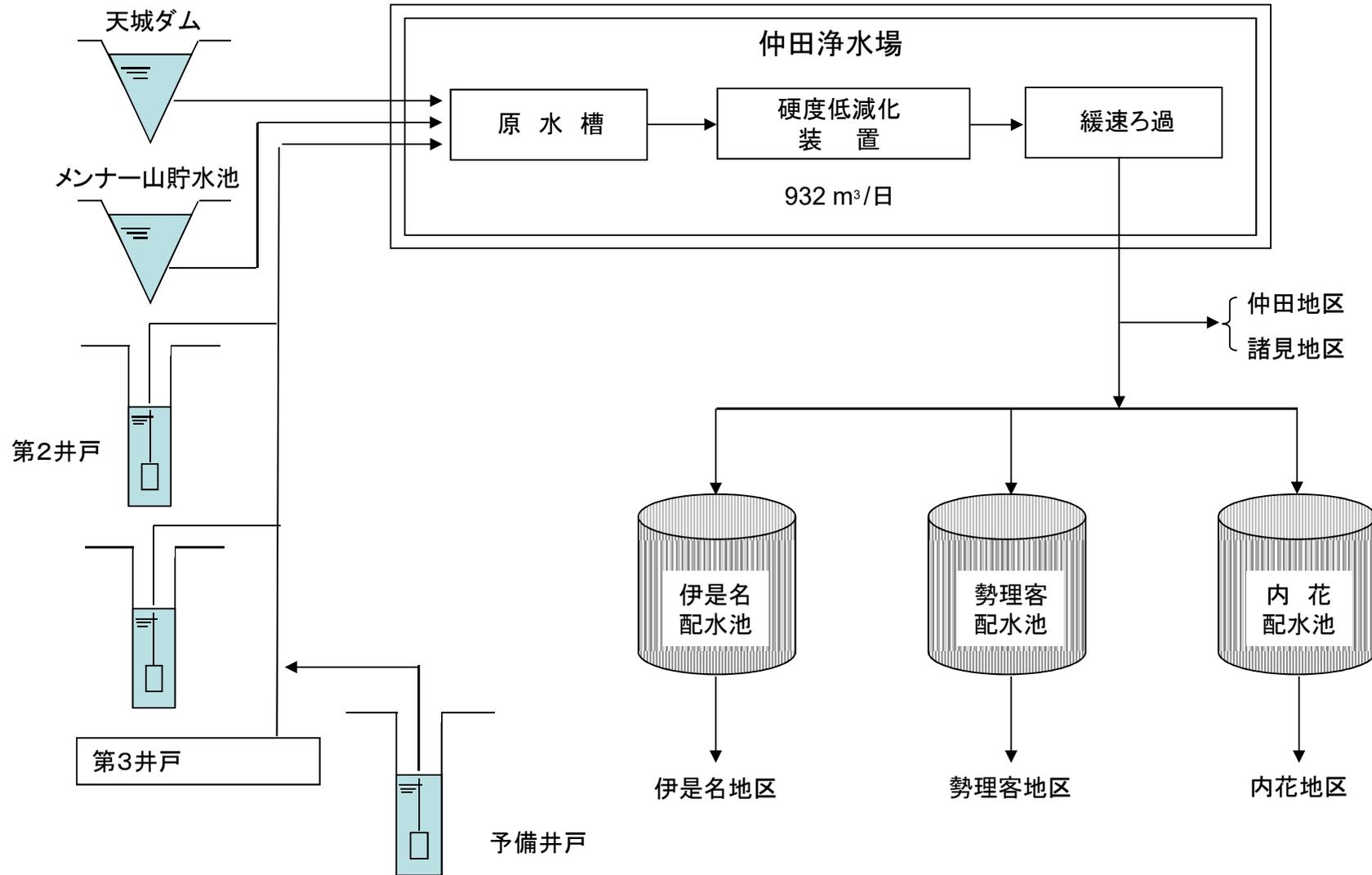


表1 基準項目 (51 項目)

	項目名	水質基準値	検査方法
1	一般細菌	100 個/ml 以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	ICP-MS 法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	ICP-MS 法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	ICP-MS 法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	ICP-MS 法
8	六価クロム化合物	0.02mg/l 以下	ICP-MS 法
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン) 法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン) 法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン) 法
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	ICP-MS 法
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
21	塩素酸	0.06mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン) 法
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	液体クロマトグラフ-質量分析法
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
30	ブロモホルム	0.09mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	誘導体化-液体クロマトグラフ法
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	ICP-MS 法
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	ICP-MS 法
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	ICP-MS 法
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	ICP-MS 法
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陽イオン) 法
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	ICP-MS 法
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陰イオン) 法
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	イオンクロマトグラフ (陽イオン) 法
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	0.0001mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l 以下	バージ・トラップ-GC-MS 法
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	全有機炭素計測定法
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	ガラス電極法
48	味	異常でないこと	官能法
49	臭気	異常でないこと	官能法
50	色度	5 度以下	過光測定法
51	濁度	2 度以下	透過光測定法、積分球式光光度法

表2 法令に基づく毎日検査

1. 検査場所 : 浄水場の出口 (蛇口)
2. 検査項目 : 3項目
3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365日/年
2	濁り	異常なし	"
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	"

表3 水質管理目標設定項目

	水質管理目標設定項目	目標値 mg/L 以下	水 源		浄 水 4ヶ所	備 考
			井戸 2ヶ所	ダム 2ヶ所		
1	アンチモン及びその化合物	0.02	○	○	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002 *	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	—	—	○	資機材、薬品の観点から○
4	削除	削除	—	—	—	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	○	○	○	
6	削除	—	—	—	—	
7	削除	—	—	—	—	
8	トルエン	0.4	○	○	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	○	○	○	
10	亜塩素酸	0.6	—	—	—	塩素剤として使用していない
11	削除	—	—	—	—	
12	二酸化塩素	0.6	—	—	—	塩素剤として使用していない
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 *	—	—	○	消毒副生成物等の観点から○
14	抱水クロラール	0.02 *	—	—	○	"
15	農薬類	**				検査項目は別表4に示す
16	残留塩素	1	—	—	—	毎日検査と重複する
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10-100	—	—	—	基準項目検査と重複する
18	マンガン及びその化合物	0.01	—	—	—	"
19	遊離炭酸	20	○	○	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	○	○	○	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	○	○	○	
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3	○	○	○	
23	臭気強度 (TON)	3 TON	○	○	○	
24	蒸発残留物	30-200	—	—	—	基準項目検査と重複する
25	濁度	1 度	—	—	—	"
26	pH 値	7.5 程度	—	—	—	"
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1~0	○	○	○	
28	従属栄養細菌	2000 個/ml	○	○	○	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	○	○	○	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	—	—	—	基準項目検査と重複する
	検査項目合計		13	13	16	検査頻度 年1回 (従属栄養細菌のみ 年4回)

\* : 暫定値

\*\* : 各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下 (単位なし)

○ : 検査対象項目

— : 検査対象から除く

表4 農薬類の検査項目

	農薬名	用途	目標値 mg/L	検査対象	検査頻度
1	アシュラム	除草剤	0.2	井戸2ヶ所	年1回
2	アセフェート	殺虫剤	0.006	〃	〃
3	イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤	0.3	〃	〃
4	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	〃	〃
5	エスプロカルブ	除草剤	0.03	〃	〃
6	エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08	〃	〃
7	カフェンストール	除草剤	0.008	〃	〃
8	カルブドパミド	殺菌剤	0.04	〃	〃
9	カルボフラン	殺虫剤	0.005	〃	〃
10	キャプタン	殺菌剤	0.3	〃	〃
11	グリホサート	除草剤	2	〃	〃
12	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05	〃	〃
13	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	〃	〃
14	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	〃	〃
15	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	〃	〃
16	ダイアジノン	殺虫剤	0.005	〃	〃
17	チウラム	殺菌剤	0.02	〃	〃
18	チオファネートメチル	殺菌剤	0.3	〃	〃
19	テフリルトリオン	除草剤	0.002	〃	〃
20	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	0.003	〃	〃
21	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	0.03	〃	〃
22	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006	〃	〃
23	ブプロフェジン	殺虫剤	0.02	〃	〃
24	プロシミドン	殺菌剤	0.09	〃	〃
25	ベノミル	殺菌剤	0.02	〃	〃
26	ベンタゾン	除草剤	0.2	〃	〃
27	メソミル	殺虫剤	0.03	〃	〃
28	メタラキシル	殺菌剤	0.2	〃	〃
29	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004	〃	〃
30	メトリブジン	除草剤	0.03	〃	〃
31	アゾキシストロビン	殺菌剤	0.5	〃	〃
32	テニルクロール	除草剤	0.2	〃	〃
33	ベンスルフロンメチル	除草剤	0.4	〃	〃

表5 その他、本村が水質管理上必要とする検査項目

	検査項目	原水		浄水	検査頻度	備考
		井戸 2ヶ所	ダム 2ヶ所			
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	—	年1回	
2	化学的酸素要求量 (COD)	○	○	—	〃	
3	浮遊物質 (SS)	○	○	—	〃	
4	全窒素(TN)	○	○	—	〃	
5	全りん(TP)	○	○	—	〃	
6	侵食性遊離炭酸	○	—	—	〃	
7	大腸菌	○	○	—	井戸年1回	クリプトスポリジウム 汚染の指標菌として
8	嫌気性芽胞菌	○	○	—	ダム年12回	
9	クリプトスポリジウム ジアルジア	○	○	○(年1回)	井戸年1回 ダム年4回	
10	クロロフィルa	—	○	—	年4回	
11	トリハロメタン生成能	—	○	—	〃	

別表 水質検査頻度

3-41-17 伊是名村 仲田港ターミナル

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/月			
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、安全確認等のため		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため <b>基準値の 1/10、1/5 の判断ができないため基本頻度とする</b>		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、安全確認等のため		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年				
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月			1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする		
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目		
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基29	ブromジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする		
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため			
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする		
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月				
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に 月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがあるため(6月~9月の年4回)		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年				
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年				
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月				
基48	味	×	1回/月	1回/月				
基49	臭気	×	1回/月	1回/月				
基50	色度	×	1回/月	1回/月				
基51	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				

別表 水質検査頻度

3-41-61 伊是名村 勢理客漁港

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月		過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがあるため(6月~9月の年4回)
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月		
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表 水質検査頻度

3-41-75 伊是名村 伊是名漁港

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/月		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月		基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年			
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年			
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年			
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/月		基準値超過のため、毎月検査とする
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする	
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月			
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがあるため(6月~9月の年4回)	
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年			
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月			
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基48	味	×	1回/月	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月	1回/月			
基50	色度	×	1回/月	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日			

別表 水質検査頻度

3-41-76 伊是名村 内花漁港

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/月		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月		基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年			
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年			
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年			
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年			
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/月		基準値超過のため、毎月検査とする
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基27が基準値超過のため、毎月検査とする	
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	基準値超過のため、毎月検査とする	
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月			
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがあるため(6月~9月の年4回)	
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年			
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月			
基47	pH値	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基48	味	×	1回/月	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月	1回/月			
基50	色度	×	1回/月	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月	1回/月			
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目	
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日			





別表 水質状況

3-41-75 伊是名村 伊是名漁港

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度					過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定			
													1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上				
基1	一般細菌	100	23	2	0	1					2	23	○								適合	
基2	大腸菌	不検出	—	—	—	—																適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005					<0.00005	<0.00005	○ □									適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	0.001	<0.001	<0.001	<0.001					<0.001	0.001	○ □									適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					<0.001	<0.001	○ □									適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					<0.001	<0.001	○ □									適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					<0.005	<0.005	○ □									適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004					<0.004	<0.004	○ □									適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					<0.001	<0.001	○ □									適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.68	1.68	1.46	1.67					1.68	2.68	○		□							適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	0.07	0.06	<0.05					0.07	0.07	○ □									適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.041	0.042	0.038	0.046					0.046	0.046	○ □									適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					<0.005	<0.005	○ □									適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基17	ジクロロメタン	0.02	0.0003	0.0001	<0.0001	<0.0001					0.0001	0.0003	○ □									適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001					<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基21	塩素酸	0.6	0.61	0.45	0.44	0.44					0.45	0.61								○	□	不適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					<0.002	<0.002	○ □									適合
基23	クロホルム	0.06	0.032	0.018	0.032	0.0022					0.032	0.032								○ □		適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	0.012	<0.002					0.012	0.012			○ □							適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.061	0.062	0.081	0.051					0.081	0.081								○ □		適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	0.0013					0.0013	0.0013			○ □							適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.16	0.14	0.18	0.15					0.18	0.18									○ □	不適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.011	0.002	0.009	<0.002					0.009	0.011			○ □							適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.049	0.035	0.042	0.014					0.042	0.049									○ □	不適合
基30	プロモホルム	0.09	0.079	0.068	0.082	0.080					0.082	0.082									○ □	適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	<0.001	0.003	0.001					0.003	0.003	○ □									適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.006	0.005	<0.005	<0.005					0.005	0.006	○ □									適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					<0.005	<0.005	○ □									適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01					<0.01	<0.01	○ □									適合
基35	銅及びその化合物	1	0.015	0.008	0.007	0.006					0.008	0.015	○ □									適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	56.7	59.9	54.9	61.7					61.7	61.7			○ □							適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001	0.001	<0.001	<0.001					0.001	0.001	○ □									適合
基38	塩化物イオン	200	124	108	111	109					111	124								○ □		適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	394	402	430	451					451	451									○ □	不適合
基40	蒸発残留物	500	628	600	588	724					724	724									○ □	不適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02					<0.02	<0.02	○ □									適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001					<0.000001	<0.000001	○ □									適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001					<0.000001	<0.000001	○ □									適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					<0.002	<0.002	○ □									適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005					<0.0005	<0.0005	○ □									適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	2.9	2.0	2.6	1.4					2.6	2.9									○ □	適合
基47	pH値	5.8~8.6	7.9	7.8	7.9	7.9					7.9	7.9										適合
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)					0	0										適合
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)					0	0										適合
基50	色度	5	2.9	1.6	1.5	<0.5					1.6	2.9			○						□	適合
基51	濁度	2	<0.1	0.2	0.1	<0.1					0.2	0.2	○ □									適合
毎1	色																					
毎2	濁り																					
毎3	消毒の残留塩素																					

備考

- ①過去3年間とは平成28年度から平成30年度のごとで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成22年度から平成30年度のごとで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基2の「大腸菌」とあるのは、平成15年度までは「大腸菌群」のごとである。
- ④基42及び基43の基準値は平成19年3月31日までの間は「0.00002mg/L」以下である。
- ⑤基44の定量下限値は平成23年度まで 1/5、1/10の判断ができない。
- ⑥基48、基49の( )及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑦基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L」以下である。
- ⑧基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

別表 水質状況

3-41-76 伊是名村 伊是名村ごみ処理施設

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H28年度	H29年度	H30年度						過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定			
													1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上				
基1	一般細菌	100	3400	4	200						3400	3400								○ □	不適合	
基2	大腸菌	不検出	—	—	—																○ □	適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001						<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005						<0.00005	<0.00005	○ □									適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001						<0.001	<0.001	○ □									適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001						<0.001	<0.001	○ □									適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001						<0.001	<0.001	○ □									適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005						<0.005	<0.005	○ □									適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004						<0.004	<0.004	○ □									適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001						<0.001	<0.001	○ □									適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.82	1.48	1.73						1.82	1.82	○ □									適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	0.06	<0.05						0.07	0.07	○ □									適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.043	0.037	0.047						0.047	0.047	○ □									適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001						<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005						<0.005	<0.005	○ □									適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001						<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001						<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001						<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001						<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001						<0.0001	<0.0001	○ □									適合
基21	塩素酸	0.6	0.45	0.37	0.43						0.45	0.45									○ □	適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002						<0.002	<0.002	○ □									適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0059	0.025	0.0028						0.025	0.025									○ □	適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	0.011	0.002						0.011	0.011									○ □	適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.049	0.083	0.068						0.083	0.083									○ □	適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	0.0022						0.0022	0.0022									○ □	適合
基27	ジトリハロメタン	0.1	0.13	0.18	0.18						0.18	0.18									○ □	不適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.007	<0.002						0.007	0.007									○ □	適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.023	0.039	0.017						0.039	0.039									○ □	不適合
基30	プロモホルム	0.09	0.068	0.074	0.091						0.091	0.091									○ □	不適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.001	0.002	0.001						0.002	0.002	○ □									適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.105	<0.005	<0.005						0.105	0.105									○ □	適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.005	<0.005	<0.005						<0.005	<0.005	○ □									適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01						<0.01	<0.01	○ □									適合
基35	銅及びその化合物	1	0.038	0.014	0.024						0.038	0.038	○ □									適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	60.8	57.4	60.0						60.8	60.8									○ □	適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001	0.001	<0.001						0.001	0.001	○ □									適合
基38	塩化物イオン	200	112	108	109						112	112									○ □	不適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	399	421	449						449	449									○ □	不適合
基40	蒸発残留物	500	601	603	720						720	720									○ □	不適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02						<0.02	<0.02	○ □									適合
基42	ジオクサミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001						<0.000001	<0.000001	○ □									適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001						<0.000001	<0.000001	○ □									適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002						<0.002	<0.002	○ □									適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005						<0.0005	<0.0005	○ □									適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	2.0	2.4	1.4						2.4	2.4									○ □	適合
基47	pH値	5.8~8.6	8.1	8.0	8.0						8.1	8.1										適合
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)						0	0										適合
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)						0	0										適合
基50	色度	5	3.0	1.8	<0.5						3.0	3.0									○ □	適合
基51	濁度	2	0.2	<0.1	<0.1						0.2	0.2	○ □									適合
毎1	色																					
毎2	濁り																					
毎3	消毒の残留塩素																					

備考

- ①過去3年間とは平成28年度から平成30年度のごとで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成22年度から平成30年度のごとで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基2の「大腸菌」とあるのは、平成15年度までは「大腸菌群」のごとである。
- ④基42及び基43の基準値は平成19年3月31日までの間は「0.00002mg/L」以下である。
- ⑤基44の定量下限値は平成23年度まで 1/5、1/10の判断ができない。
- ⑥基48、基49の( )及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑦基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L」以下である。
- ⑧基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

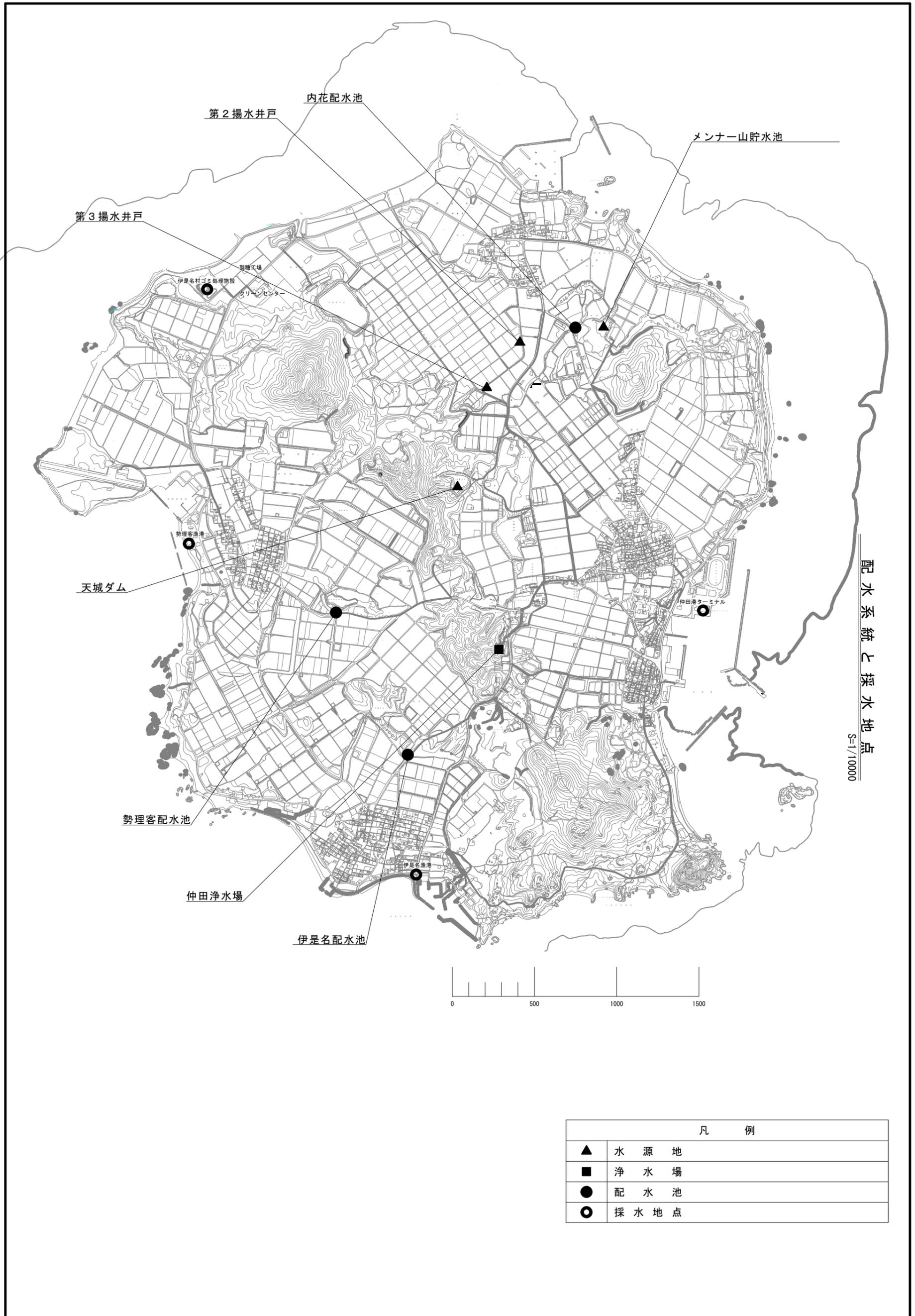












配水系統と採水地点  
S=1/10000

凡 例	
▲	水 源 地
■	浄 水 場
●	配 水 池
○	採 水 地 点